

横浜市建築局グリーン購入の推進に関する特記仕様書

令和7年5月

本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、本特記仕様書によるものとするほか、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（以下「改修標準仕様書」という）、「横浜市建築局（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）特則仕様書」（以下「特則仕様書」という）、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という）、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」によるものとする。

なお、本特記仕様書に適用しない項目については「標準仕様書」、「改修標準仕様書」、「特則仕様書」によるものとする。

1 適用

- (1) 「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」の「特定調達品目の分野及び品目一覧」のうち、公共工事【64品目】、横浜市から排出される廃棄物を利用した再生材等の使用【5品目】に該当する品目、及び下記に示す分野の品目を使用する場合は、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

※参照 横浜市グリーン購入の推進のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

分 野	品 目
・ 家電製品	・ 電気冷蔵庫等 ・ テレビジョン受信機 ・ 電気便座
・ エアコンディショナー等	・ エアコンディショナー ・ ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ ストーブ
・ 温水器等	・ ヒートポンプ式電気給湯器 ・ ガス温水機器 ・ 石油温水機器 ・ ガス調理機器
・ 照明	・ LED照明器具 ・ LEDを光源とした内照式表示灯 ・ 電球形LEDランプ
・ 消火器	・ 消火器
・ インテリア・寝装寝具	・ カーテン（暗幕） ・ 金属製ブラインド ・ カーペット
・ 設備	・ 太陽光発電システム ・ 太陽熱利用システム ・ 燃料電池 ・ 生ごみ処理機 ・ 節水器具 ・ 給水栓

- (2) 「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」の「特定調達品目の分野及び品目一覧」のうち、工事ごとに必要に応じて追記した分野の品目は、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。